

小城市耐震改修促進計画

[令和2年度～令和7年度]

令和3年4月改定
小 城 市

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画の位置づけ
3. 計画期間
4. 計画の対象建築物

第2章 想定される地震の規模と被害の状況

1. 過去の地震の概要
2. 想定される地震の規模、被害の状況

第3章 住宅・建築物の耐震化の現状

1. 住宅
2. 多数の者が利用する建築物
3. 防災上重要な施設
4. 沿道建築物

第4章 耐震化率の目標の設定

1. 住宅
2. 多数の者が利用する建築物
3. 防災上重要な施設
4. 沿道建築物

第5章 耐震化の促進に関する施策

1. 耐震化の促進に向けた基本的な取組方針
2. 市の役割
3. 住宅・建築物所有者等の役割

第6章 具体的な施策

1. 住宅の耐震化の促進に関する取組
2. 多数の者が利用する建築物の耐震化に関する取組
3. 沿道建築物の耐震化の促進に関する取組
4. ブロック塀等の安全対策に関する取組

資料

1. 耐震改修促進法における対象建築物一覧（第14条に定める建築物）
2. 耐震改修促進法第6条
3. 建築基準法第10条

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、約25万棟の家屋が全半壊し、6,434人の尊い命が犠牲となった。地震による直接的な死者数は5,502人で、その約9割にあたる4,831人が住宅・建築物の倒壊等によって命を奪われたものであることが明らかになった。

近年においても、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）、能登半島地震（平成19年3月）、新潟県中越沖地震（平成19年7月）などの大規模地震が頻発しており、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にある。

このような状況を受け、国は中央防災会議の「地震防災戦略」、地震防災推進会議の提言等を踏まえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年、以下「耐震改修促進法」という。）を平成18年に改正施行した。

これは建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図ることを目的としたもので、この法律により都道府県には国の基本方針に基づく耐震改修促進計画の策定が義務付けられ、市町村には市町村耐震改修促進計画を策定する努力義務が課せられ、小城市においても平成19年度に小城市耐震改修促進計画を定めた。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、津波の影響も受け、25,000人の尊い命が犠牲となり、約24万棟の住宅・建築物の倒壊等甚大な被害をもたらした。

このように、平成17年度の法改正後、建築物の地震対策の見直しが緊急の課題とされる中、耐震改修促進法が平成25年5月に改正され、同年11月に施行された。

この法改正では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物等で、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものについては、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられた。

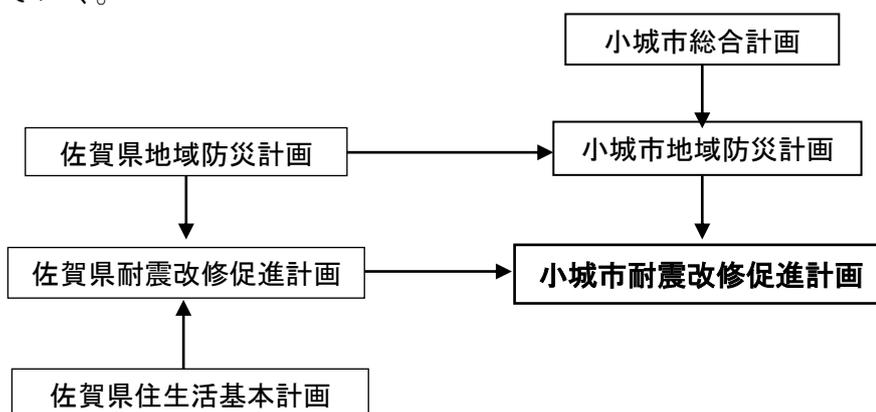
そのような中、平成28年4月には熊本地震が発生し、佐賀県内でも震度5強を記録したところがあった。市内では、住宅・建築物の倒壊等の被害はなかったものの、大規模な地震が発生する可能性があることを認識させられた。また、大きな地震を引き起こす可能性のある断層等も存在しており、建築物の地震対策は喫緊の課題である。

このようなことから、本市では、平成25年度の法律改正を踏まえ、平成19年に定めた「小城市耐震改修促進計画」を見直すものである。

2. 計画の位置づけ

いつ、どこで発生するか予測が困難な大規模地震による建築物の倒壊等物的被害・人的被害等を未然に防止するため、「小城市耐震改修促進計画」を策定し、小城市における既存建築物の耐震改修を促進するための具体的施策と実施計画を定めるものとする。

この計画は、耐震改修促進法第6条に基づき策定している。また、「佐賀県耐震改修促進計画」「小城市地域防災計画」等に掲げる諸施策等と連携・整合を計りながら推進を図っていく。



3. 計画期間

本計画は、令和2年度から令和7年度までの6年間を計画期間として取り組むものとする。なお、今後の社会経済情勢の変化等を考慮し、計画期間中であっても、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

4. 計画の対象建築物

本計画の対象建築物は、建築基準法の新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された建築物とする。

(1) 住宅

一戸建て住宅、長屋及び共同住宅（兼用住宅及び併用住宅を含む。）

(2) 多数の者が利用する建築物

病院、店舗、旅館など多数が利用する建築物で、3階以上かつ1,000㎡以上のものなど

(3) 防災上重要な施設（小城市地域防災計画に位置付けられた建築物）

施設の分類	施設の名称
災害応急対策活動に必要な施設	庁舎など
救護活動施設	保健福祉センター、市民病院、消防関係施設など
避難所として位置づけられた施設	学校、公民館、保健福祉センターなど
多数の者が利用する施設	図書館、集会施設、福祉施設など

(4) 沿道建築物

緊急輸送道路等の沿道の建築物のうち、地震によって倒壊した場合、多数の者の円滑な避難が困難となる恐れがある建築物

第2章 想定される地震の規模と被害の状況

1. 過去の地震の概要

日本は、環太平洋地震帯に位置する世界でも有数の地震国であり、過去からたびたび大地震に見舞われ甚大な被害を受けてきた。

2015（平成27）年までに佐賀県において発生した記録に残る地震では、2005（平成17）年3月20日（震央 福岡県北西沖）に発生した地震により、みやき町で佐賀県で初めて震度6弱を観測し、他の市町においても震度5強～3を観測し、県内では、負傷者14名、住家半壊1棟、一部損壊136棟などの被害が生じた。

2006（平成18）年～2015（平成27）年の10年間において県内で震度1以上を観測した地震は平均すると年8回程度で、2014（平成26）年3月14日に伊予灘の地震と、2015年（平成27年）11月14日の薩摩半島西方沖の地震で震度4を観測したが、県内では被害はなかった。

2016年（平成28）4月14日21時26分に、熊本県熊本地方の深さ11kmでM6.5の地震が発生し、最大震度7を観測したほか、県内でも震度4を観測した。また、2日後の4月16日1時25分に、深さ12kmでM7.3の地震が発生し、最大震度7を観測したほか、県内でも震度5強を佐賀市川副、佐賀市久保田、神崎市千代田、上峰町坊所で観測し、1時27分に有明・八代海の沿岸に津波注意報が発表された。この一連の地震活動は「平成28年熊本地震」と命名され、県内では重症者4名、軽傷者9名などの被害が生じた。市内でも震度5弱を観測したが、被害はなかった。

《佐賀県内における過去の主要被害地震》

発生年月日	震央地名	地震の規模 (マグニチュード)	記 事
679年一月一日 (天武7年)	筑紫国	6.5～7.5	家屋倒壊多く、幅6m、長さ10kmの地割れを生ず。
1700年4月15日 (元禄13年2月26日)	壱岐・対馬	7.0	佐賀・平戸（瓦落つ）有感。
1703年6月22日 (元禄16年5月9日)	小城	不明	古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。
1769年8月29日 (明和6年7月28日)	日向・豊後	7.7	佐嘉表も大地震、町家の外瓦等崩落、川原小路屋敷大破
1792年5月21日 (寛政4年4月1日)	雲仙岳	6.4	佐賀領、鹿島領、蓮池領で死者18名、流家59棟（眉山崩壊による津波被害）
1831年11月14日 (天保2年10月11日)	肥前	6.1	肥前国地大いに震い、佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し
1889年7月28日 (明治22年)	熊本	6.3	神埼郡芥郷村の水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴き出す。佐賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり
1898年8月10～12日	福岡県西部	6.0	糸島地震。唐津でラムネ瓶倒れる。壁面に亀

(明治31年)			裂
1929年8月8日 (昭和4年)	福岡県 雷山付近	5. 1	佐賀、神埼両郡の所々で壁に亀裂、崖崩れ、三瀬村で器物の転倒
1931年11月2日 (昭和6年)	日向灘	7. 1	佐賀市で電灯線切断の小被害
1946年12月21日 (昭和21年)	南海道沖	8. 0	佐賀、神埼、杵島各郡で家屋の倒壊あり。佐賀地方も瓦が落ち、煙突が倒れたところもある。
1966年11月12日 (昭和41年)	有明海	5. 5	佐賀市内で棚の上のコップや花瓶落下。陶器店の大皿割れる。神埼、唐津でガラス破損
1968年4月1日 (昭和43年)	日向灘	7. 5	佐賀市及び佐賀、神埼両郡で高圧配電線2か所切断、家庭用配線9か所切断
1987年3月18日 (昭和62年)	日向灘	6. 6	大きな被害なし
2001年3月24日 (平成12年)	安芸灘	6. 7	大きな被害なし
2005年3月20日 (平成17年)	福岡県 北西沖	7. 0	みやき町で震度6弱を観測、 人的被害 重傷1名、軽傷14名 家屋被害 半壊1件、一部損壊136件 ※被害は、平成17年4月20日の最大余震も含まれる。
2016年4月14日 (平成28年)	熊本地方	6. 5	佐賀県南部・北部で震度4を観測
2016年4月16日 (平成28年)	熊本地方	7. 3	佐賀市、神埼市、上峰町で震度5強を観測 4月14日からの一連の地震による被害は、重症者4名、軽傷者9名
2019年1月3日 (平成31年)	熊本地方	5. 0	大きな被害なし

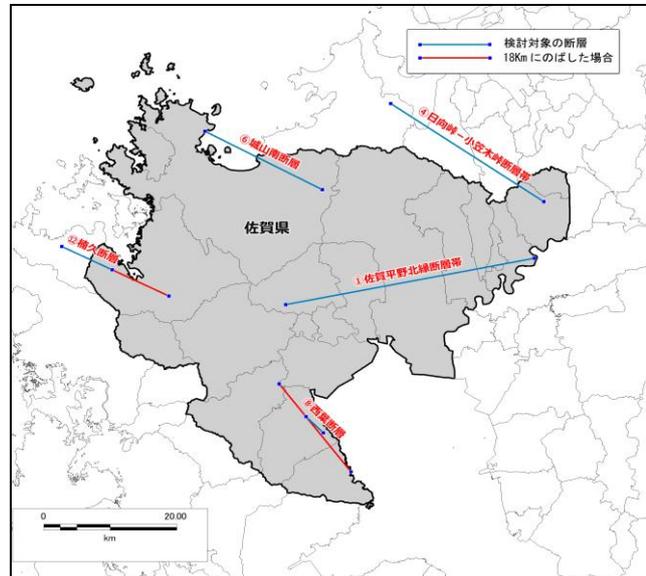
(出典 小城市地域防災計画 令和元年5月)

2. 想定される地震の規模、被害の状況

(1) 想定候補となる地震、詳細検討を行う震源のモデル設定

佐賀県内及び周辺地域の14の活断層のうち、佐賀県地域防災計画では県内への影響が大きい5つの断層（帯）について、詳細検討を行う震源のモデルとして設定している。

- ① 佐賀平野北縁断層帯
- ② 日向峠－小笠木峠断層帯
- ③ 城山南断層
- ④ 西葉断層
- ⑤ 楠久断層



出典：佐賀県地域防災計画

特に、佐賀平野北縁断層帯については、強震動生成域^{※1}の位置や破壊開始点を変更した複数のケースを検討し、人口の多い地域に最大の影響のある地震動を求めることとしている。

【用語の解説】

※1 強震動生成域

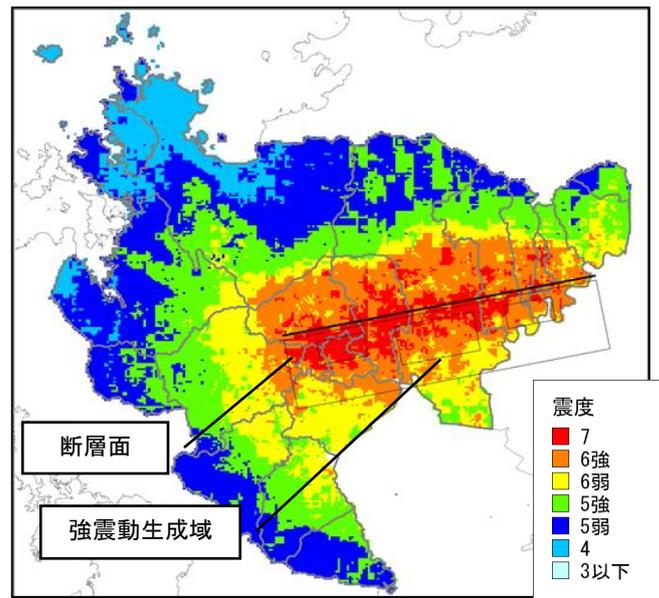
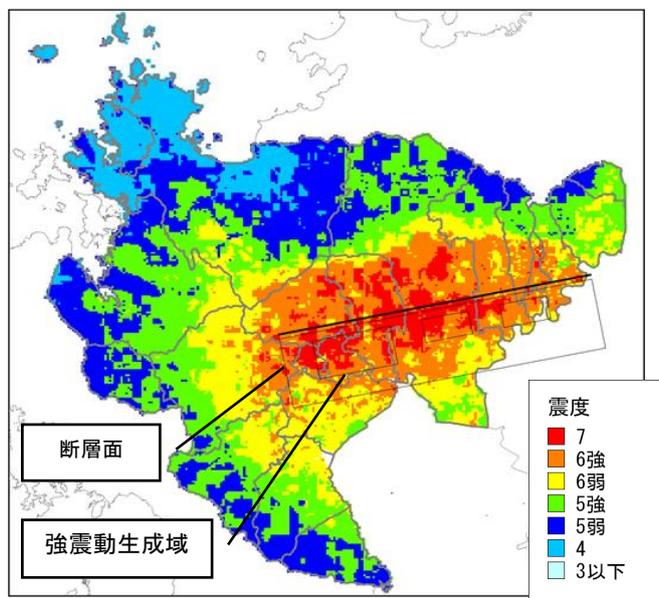
断層面のなかで特に強い地震波（強震動）を発生させる領域であり、従前はアスペリティと呼ばれていた。地震は、地下の岩盤が急激にずれることによって生じる。また、その岩盤のずれは決して断層面全体にわたって一様ではなく、大きくずれるところとほとんどずれないところがある。通常は強く固着しているが、地震時に急に大きくずれるところであり、つまり強い地震動を発生する領域となる。なお、アスペリティとは、英語の *Asperity* のことで、「ざらざらしていること、隆起」という意味である。

(2) 地震動の想定

県が行った地震動の予測結果のうち、本市への影響が最大とされている佐賀平野北縁断層帯の「強振動予測図」は次のとおりである（5ケース中、最も被害が出ると考えられる2ケースを掲載）。

≪佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域3つ・西側大）による地震≫ケース3

≪佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域3つ・中央大）による地震≫ケース4



出典：佐賀県地域防災計画

(3) 想定地震による被害の想定

想定地震による地震被害想定は、揺れによる建物被害想定、液状化による建物被害想定、急傾斜地崩壊による建物被害想定、地震火災による焼失棟数想定、各種地震被害による人的被害想定、ライフラインの被害想定、交通施設の被害想定、生活支障の想定、災害廃棄物の想定、経済被害の想定を、主に中央防災会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる手法を用いている。

被害想定は、時間帯別の滞留人口及び冬と夏の出火率の違いを考慮し、次の3つの被害シーンで実施したものである。

- ・ 冬 深夜 大多数の人が住宅にあり、住宅による死傷者数が最も多くなるケース
- ・ 夏 昼12時 大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- ・ 冬 夕18時 火器の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

佐賀県地震被害等予測調査（平成26年度）に基づき、県が示した本市の地震被害の予測結果は次のとおりである。

地震の被害想定結果一覧表：小城市

被害項目	震源断層 季節・時間	佐賀平野北縁断層帯 ケース3			佐賀平野北縁断層帯 ケース4			日向峠－小笠木峠断層帯			
		冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	
建物被害	建物棟数（棟）	25,000			25,000			25,000			
	全壊・焼失棟数（棟）	約7,100	約7,100	約7,300	約8,200	約8,300	約8,500	*	*	*	
	全壊・焼失率（％）	28	29	29	33	33	34	0	0	0	
	半壊棟数（棟）	約5,800			約5,800			約70			
	半壊率（％）	23			23			0			
人的被害	滞留人口（人）	45,000	38,000	41,000	45,000	38,000	41,000	45,000	38,000	41,000	
	死者数（人）	約470	約220	約370	約550	約270	約440	*	*	*	
	死者率（％）	1.0	0.6	0.9	1.2	0.7	1.1	0.0	0.0	0.0	
	負傷者数（人）	約1,800	約1,500	約1,500	約2,000	約1,700	約1,700	約10	約10	約10	
	負傷者率（％）	4.0	3.9	3.6	4.4	4.5	4.1	0.0	0.0	0.0	
	自力脱出困難者数（人）	約1,000	約610	約760	約1,200	約740	約890	-	-	-	
	自力脱出困難者率（％）	2.3	1.6	1.9	2.7	2.0	2.2	-	-	-	
ライフライン被害 ＜被災直後＞	電力	電灯軒数（軒）	約18,000			約18,000			約18,000		
		停電軒数（軒）	約1,200	約1,300	約1,400	約1,400	約1,500	約1,800	-	-	-
		停電率（％）	6	7	8	8	8	10	-	-	-
	上水道	給水人口（人）	46,000			46,000			46,000		
		断水人口（人）	約43,000	約43,000	約43,000	約44,000	約44,000	約44,000	約3,000	約3,000	約3,000
		断水率（％）	93	93	94	96	96	96	7	7	7
	下水道	処理人口（人）	20,000			20,000			20,000		
		機能支障人口（人）	約3,700	約3,800	約4,000	約4,400	約4,500	約4,700	約20	約20	約20
		機能支障率（％）	18	19	20	22	22	23	0	0	0
	固定電話	回線数（回線）	8,000			8,000			8,000		
		不通回線数（回線）	約1,000	約1,100	約1,200	約1,200	約1,300	約1,500	-	-	-
		不通回線率（％）	12	13	15	15	16	18	0	0	0
	携帯電話	停波基地局率（％）	1	1	1	1	1	1	-	-	-
		不通ランク	E	E	E	E	E	E	-	-	-
	都市ガス	復旧対象需要家数（戸）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		供給停止戸数（戸）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		供給停止率（％）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	LPガス	復旧対象消費者戸数（戸）	約7,900	約7,800	約7,700	約7,200	約7,100	約6,900	約16,000	約16,000	約16,000
		供給停止戸数（戸）	約800	約790	約780	約850	約840	約820	*	*	*
		供給停止率（％）	10	10	10	12	12	12	0	0	0
生活支障 ＜被災1週間後＞	避難者	夜間人口（人）	45,000			45,000			45,000		
		避難者数（人）	約21,000	約21,000	約21,000	約22,000	約23,000	約23,000	約310	約310	約310
		うち避難所（人）	約10,000	約10,000	約10,000	約11,000	約11,000	約11,000	約160	約160	約160
		避難者率（％）	45	46	46	50	50	51	1	1	1
	物資	食料（食/日）	約37,000	約37,000	約38,000	約40,000	約41,000	約41,000	約560	約560	約560
		飲料水（ℓ/日）	約113,000	約113,000	約113,000	約118,000	約118,000	約118,000	約3,500	約3,500	約3,500
		毛布（枚）	約14,000	約14,000	約15,000	約16,000	約16,000	約17,000	約20	約20	約20
災害廃棄物	災害廃棄物（万m3）	約60	約60	約60	約70	約70	約70	*	*	*	

（注1） 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、
 数量はある程度幅をもって見る必要がある。
 概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っている。
 ・1,000未満：1の位を四捨五入
 ・1,000以上10,000未満：10の位を四捨五入
 （注2） *： わずか
 -： 被害なし、対象なし
 0： 小数点以下は四捨五入して表現
 E： 携帯電話不通ランクE＝停電率・不通回線率のいずれもが20%未満

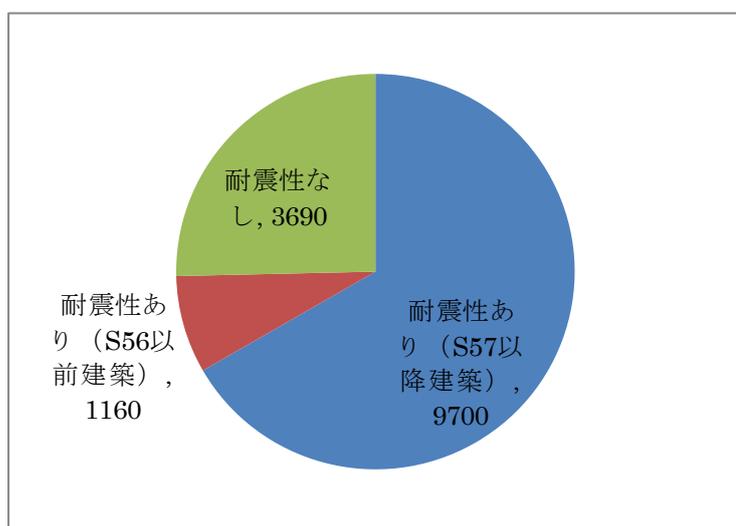
第3章 住宅・建築物の耐震化の現状

1. 住宅

本市の住宅について、平成25年住宅土地統計調査を基に算出した住宅の耐震化の状況は、全14,550戸のうち昭和56年の建築基準法改正前に建築されたものが約4,850戸、改正後に建築されたものが約9,700戸である。

建築基準法改正前に建築された住宅でも、一部耐震性を有するものがあり、その推計値と建築基準法改正後の9,700戸を合わせた10,860戸が耐震性のある住宅と考えられ、小城市の住宅の耐震化率は74.6%と推計されるが、平成19年に定めた「小城市耐震改修促進計画」の目標である90%（平成27年度末）は達成できていない状況である。

	全棟数	S57以降 建築棟数	S56以前建築棟数			耐震化率 %
			棟数	耐震性 あり	耐震性 なし	
住宅計	14,550	9,700	4,850	1,160	3,690	74.64%
木造戸建て	11,981	7,921	4,060	430	3,630	69.70%
共同住宅等	2,569	1,779	790	730	60	97.66%



2. 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物のうち、市が所有する物については平成31年4月1日現在48棟あり、そのうち昭和56年以前の建築物は6棟であるが、いずれも耐震診断済みであり、2棟は診断の結果改修不要、4棟は耐震改修済みであり、耐震化率100%である。民間所有の建築物については、20棟のうち4棟が昭和56年以前の建築（耐震診断は未実施）であり、耐震化率は80%と推定される。

なお、平成19年度に策定した小城市耐震改修促進計画で平成27年度末の特定建築物の耐震化率の目標を90パーセントとしていたが、市が所有する建築物で100%、民間所有の建築物で80%、全体では94.12%と推定され、目標を達成している。

市有建築物及び 民間建築物	昭和56年5月までの旧耐震基準 の建築物			昭和56年6月 以降の建築物	計	耐震化率 (%)
		耐震性 なし	耐震性 あり			
	a	b	c	d	e (a+d)	f (c+d/e)
学校	2	0	2	21	23	100.00%
体育館	2	0	2	13	15	100.00%
病院・診療所	0	0	0	5	5	100.00%
劇場・集会所等	0	0	0	1	1	100.00%
店舗等	0	0	0	2	2	100.00%
ホテル・旅館等	0	0	0	3	3	100.00%
賃貸共同住宅等	2	2	0	8	10	80.00%
事務所	1	0	1	0	1	100.00%
社会福祉施設等	1	0	1	2	3	100.00%
工場	2	2	0	3	5	60.00%
計	10	4	6	58	68	94.12%

3. 防災上重要な施設

防災上重要な施設（小城市防災計画に位置付けられた建築物）のうち、災害応急対策活動に必要な施設、救護活動施設については耐震化率 100%である。避難所として位置付けられた施設については 1 件耐震化未定の施設があり、耐震化率 98.65%である。

	昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準 の建築物		昭和 56 年 6 月 以降の建 築物	計	耐震化率 (%)	
	耐震性な し	耐震性あ り				
	a	b	c	d	e(a+d)	f(c+d/e)
災害応急対策活動 に必要な施設	1	0	1	1	2	100.00%
救護活動施設	0	0	0	1	1	100.00%
避難所として位置 づけられた施設	13	1	12	61	74	98.65%

4. 沿道建築物

昭和 56 年以前建築の沿道建築物については、平成 26 年度に、県により市内の佐賀県緊急輸送道路沿いの建築物が調査されており、対象となる建築物に、市所有の建築物はない。民間所有では、2 棟の建築物を把握しているが、耐震性の有無は未確認である。

第4章 耐震化率の目標の設定

1. 住宅

住宅については、地震による住宅の倒壊から市民の命を守るため、国・県の方針を基に、令和7年度末におおむね解消を目指す。

2. 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物については、地震による建築物の倒壊により、被害が甚大になる恐れがあることから、令和7年度末までに耐震性のない建築物のおおむね解消を目指す。

3. 防災上重要な施設

防災上重要な施設について、耐震性なし1件については、H22年度に行った耐震診断の結果により「構造上補強できない」との診断を受けているため、今後建て替え等での対応となる。耐震化の目標を令和7年度末までに100%とする。

4. 沿道建築物

沿道建築物については、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である、佐賀県緊急輸送道路の沿道において、建物の倒壊などにより、緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある建物であることから、令和7年度末までに耐震性のない建築物のおおむね解消を目指す。

第5章 耐震化の促進に関する施策

1. 耐震化の促進に向けた基本的な取組方針

住宅及び建築物の耐震化の促進のためには、住宅及び建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題として意識して取り組むことが不可欠となる。

市は、住宅及び建築物の所有者等が耐震化に主体的に取り組むために、耐震化への啓発を進める。また、耐震化を促進するための情報提供や相談の実施、さらには耐震診断及び耐震改修の支援について国・県と連携して耐震化目標の達成、地震発生時の被害軽減に向けて取り組む。

2. 耐震化促進重点路線（避難路）の指定

佐賀県耐震化改修促進計画に基づく第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路を、耐震改修促進重点路線（避難路）として指定する。

また、避難路以外の道路で、小城市地域防災計画で規定する指定避難所及び指定緊急避難場所までの国県市道その他これに準ずる道路（港湾道路や林道）若しくは建築基準法上の道路等を耐震改修促進法第6条第3項第2号の規定に基づく耐震診断の実施に努める路線に指定し、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適合建築物の耐震化の促進を図る。

3. 市の役割

市は、「市民の生命・財産を守る」ことを基本とし、本計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進して地震に強いまちづくりに努める。

4. 住宅・建築物所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、地震災害対策を自らの問題のみならず、地域全体の問題といった認識を持って、主体的に住宅・建築物等の耐震化に取り組む必要がある。

特に旧耐震基準によって建てられた住宅・建築物等の所有者は、耐震改修や建替え等に努め、「自らの生命と財産を守る」ことを基本とし、地震時における道路閉塞、出火など、地域の安全に影響を与えかねないことを十分に認識して、主体的に耐震化に取り組むこととする。

第6章 具体的な施策

1. 住宅の耐震化の促進に関する取組

国・県と市における適切な役割分担のもと、連携して住宅の耐震化に努める。

市民に対しては、生活に密着した住宅の耐震診断及び耐震改修の補助制度の実施や、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施し、建築物の安全性の向上、地域の連帯による防災意識の高揚に関する啓発及び知識の普及、情報提供や相談窓口の設置を行うこととする。

(1) 相談窓口の設置及び情報提供

住宅の耐震化に関しての相談窓口を設け、情報提供による意識の啓発や、住民ニーズを把握して各取組に反映させるなど、耐震化の促進を図る。

(2) 耐震対策補助事業

市は、国・県の制度を活用し、木造の専用住宅の耐震診断、耐震改修に対する補助事業を創設し、住宅の耐震化に対して支援を行う。

2. 多数の者が利用する建築物の耐震化に関する取組

所有者に耐震改修の必要性を啓発するとともに、国・県の制度を活用し、連携して耐震診断、耐震改修の補助制度の必要性も含め創設について努力する。

3. 沿道建築物の耐震化の促進に関する取組

佐賀県緊急輸送道路の沿道の建築物の所有者に対して、耐震性の重要性の周知や啓発を行う。

また、県が耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づきや耐震診断の実施に努める路線として指定した第1次緊急輸送道路（佐賀県緊急輸送道路）の沿道建築物の所有者に対して、国・県の制度を活用し沿道建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修に対する補助制度の創設に向け努力する。

4. ブロック塀等の安全対策に関する取組

ブロック塀等の安全点検の必要性や倒壊の危険性について周知するとともに、国・県の制度を活用し、連携してブロック塀等除却に対する補助制度の創設に向け努力する。

資料

表 耐震改修促進法における対象建築物一覧（第14条に定める建築物）

用途	所管行政庁の指導・助言対象建築物の要件	所管行政庁の指示対象建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件			
学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	要緊急安全確認大規模建築物		
上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	-	-			
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上			
ポーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上			
病院、診療所						
劇場、観覧上、映画館、演芸場						
集会場、公会堂						
展示場						
卸売市場						
百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗					階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館					-	-
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿					-	-
事務所					-	-
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上			
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上			
幼稚園、保育所						
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上			
遊技場						
公衆浴場						
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの						
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗						
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）				-	-	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの				階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設						
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物						
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物						政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合6m超）	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合6m超）	要安全確認計画記載建築物		
防災拠点建築物	-	-	耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物			
	多数の者が利用する建築物					

耐震改修促進法第6条

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

建築基準法第10条

(保安上危険な建築物等に対する措置)

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。